

2023年に提出する温室効果ガスインベントリ報告の状況と今後の予定

2023年3月29日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

佐藤 淳

2023年に提出する温室効果ガスインベントリ報告の状況

- 2022年度の沿岸湿地に関する温室効果ガス排出・吸収量の算定方法の検討状況については、以下を「環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会 森林等の吸収源分科会」に報告。
 - マングローブ(森林に含まれない部分)の排出・吸収量算定方法案
 - 海草・海藻藻場の検討状況、塩性湿地の検討状況
- 2023年1月31日に開催された「環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会」において、マングローブの排出・吸収量算定方法案が承認され、我が国の温室効果ガスインベントリに同算定が含まれることとなった。湿地・干潟、海草・海藻藻場については、引き続きデータ収集中である旨を報告。
- 2023年4月提出予定の温室効果ガスインベントリにおいて、土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)分野の、湿地(4.D Wetlands)区分のその他の湿地(4.D.3 other wetlands)でマングローブの排出・吸収量の報告を実施する。

パリ協定下の報告制度への移行

- この先、UNFCCC下の排出・吸収量の算定・報告に関する制度は、パリ協定の下での強化された透明性枠組(Enhanced Transparency Framework:ETF)に移行。先進国の対応期限は2024年末。

【ETF下の報告における主な特徴】

- 算定に用いるIPCCガイドライン、GWP
 - 2006年IPCCガイドラインが義務利用、湿地ガイドラインは任意利用という構成は変わらない。
 - GWPはAR4→AR5に更新:CH₄ 25→28、N₂O 298→265。
- 温室効果ガスインベントリ(報告書+共通報告表)
 - 4月提出のサイクルは維持。ただし2024年は例外的に12月末までの提出。
 - 報告書の目次構成が若干更新される。
 - 京都議定書のLULUCF活動に関する報告義務がなくなる。(我が国はNDC報告のために、類似のLULUCF活動報告は継続)
 - 共通報告表は更新(CRF→CRT)
 - ⇒ UNFCCC事務局において、報告用のソフトウェアを開発中。途中各国の試行版の確認を経て、2024年6月に正式版を公開予定。

パリ協定下の報告制度への移行(続き)

■ 削減目標の設定・追跡

- 「2020年の自主目標＋隔年報告書」という構成から、「NDC＋隔年透明性報告書」という構成になる。
 - － 目標の進捗・達成の説明・報告は2年に一度作成・報告する隔年透明性報告書で実施される。
 - － LULUCFについては、他分野に比べてアカウンティング関係の情報量が多くなることから、我が国では前述のインベントリ報告書の活動ベース報告を詳細説明に活用。
- 京都議定書の各約束期間の様な、国際交渉によるトップダウンの削減目標は設定されない。

■ 審査・技術評価

- 隔年透明性報告書提出時にのみ、専門家による技術審査が実施される。それ以外の年に提出される温室効果ガスインベントリに対しては「簡易審査」というUNFCCC事務局による簡易評価が実施される。
- 従来、別プロセスで実施されてきた温室効果ガスインベントリ審査と、政策・目標に関する技術評価(国別報告書・隔年報告書に対して実施されてきたもの)が統合され、一度の技術審査で両者を網羅する。
 - － LULUCF分野専任の専門家は従来通り、審査チーム内に含まれる予定。

【その他UNFCCC国際交渉】

- パリ協定関係の算定・報告・計上関係の主要論点の国際交渉はほぼ終息。
- 2022年より、上半期の補助機関会合時に「Ocean and climate change dialogue」が開催されている。
<https://unfccc.int/topics/ocean/ocean-and-climate-change-dialogue>